

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 和商株式会社

業者の住所 : 北海道札幌市西区発寒15条13-1-45

2 指名停止の期間 : 令和4年6月23日～令和4年8月22日(2か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 北海道地区

4 事実概要

当該業者は、建設業法第27条の23第1項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を有していないことにより、同法施行令に定める建設工事を請け負うことができないにもかかわらず、公共工事の入札に参加し、請負契約を締結したことが、同法第28条第1項第2号に該当するものとして、北海道知事から指示処分を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)